

○宮崎県森林環境税基金条例

宮崎県森林環境税基金条例

平成十八年三月二十九日
条例第二十三号

宮崎県森林環境税基金条例をここに公布する。

宮崎県森林環境税基金条例

(設置)

第一条 県土の保全、水源のかん養等県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、宮崎県森林環境税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、宮崎県森林環境税条例（平成十八年宮崎県条例第十三号）の規定により県に納入され、又は納付された森林環境税に相当する額から森林環境税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の施策に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。